

2/15発送の質問に対する回答「淀川水系流域委員会についてのご意見、ご要望など」

No.	委員名	意見有無	意見	備考
1	芦田 和男	有	・委員の個別の意見を共有することは重要だが詳細な議論は部会等ですべき・河川管理者から整備計画の審議に関する説明をしてもらった方がよい・現状の説明にどのくらいの期間が必要かリスト等をみて確認したい・部会と委員会の分担を決めることが今は重要・ローカルな議論は部会で深めて欲しい・各委員の持っている情報を出すことも重要・各委員の持っている情報は河川管理者の情報に関連して出すという方法もある・原案の審議は原案が7~8割くらい完成された段階から始まると思う・委員会自身が運営会議のような機能を持てれば良いと思うが難しい・委員長、部会長、各代理、庶務で構成する会議をつくれればやりやすいだろう	3/1事前打ち合わせ訪問時のお話から抜粋。
2	有馬 忠雄	有	淀川にはエタ制度があります。規模・組織等詳しい内容はよく分かりませんが活動の在り方を模索しているエタも居ります。流域委員会について、エタ達にも知らせてあげるようにしたら良いのではないのでしょうか。何よりも、現場を良く知っている人達ですから。	
3	池淵 周一	有	琵琶湖・淀川流域の河川整備方針がどのような形で策定されているのか。どのような内容になっているのか。その方針に沿った河川整備計画の策定を描くのか。整備方針を余り考えずに整備計画そのものから議論をするのか。水資源開発基本計画や河川環境管理基本計画など従前議論されてきた内容は、-sに描いて良いのか否か。このあたりの前提条件、制約が判然としない。	
4	井上 良夫	有	整備計画について語るにしても、琵琶湖を語らず、淀川自体を語れないと思います。整備局直轄部分についてのみ語って下さいとおっしゃっておられますが、これは原則であり例外もあり、そのあたりをもう一度つめる必要あり委員の何人かも述べておられましたのでこれを無視しては委員会が成り立たないと考えます。利水、治水、そして今回環境が入りました。環境には 自然環境(水そのものをきれいにそうすると、淀川はびわ湖の水がいくわけですから) 社会環境(人々が楽しめてうるおいを感じるそんな川作り、私はびわ湖から大阪港まで加-で下れるように整備して人々が楽しめるように)があるわけですから琵琶湖をはずせないと考えます。	
5	今本 博健	未		
6	植田 和弘	無		
7	江頭 進治	無		
8	大手 桂二	無		
9	荻野 芳彦	無		
10	嘉田 由紀子	無		
11	川上 聡	有	別紙 1. 淀川水系流域委員会設立の前段階での「流域懇談会」など流域住民・市民団体等の意見を計画の原案の段階から反映させるための場が無かったので、今後の河川整備計画づくりの展開のプロセスで「流域懇談会」等を設置して、流域住民・市民団体等の意見を汲み上げる努力が必要である。 2. 「流域懇談会」等は直轄河川の上流・中流・下流に設置するのが望ましい。 例. 木津川上流流域懇談会・木津川中流流域懇談会・木津川下流流域懇談会 琵琶湖懇談会・瀬田川流域懇談会・宇治川流域懇談会 桂川上流流域懇談会・桂川中流流域懇談会・桂川下流流域懇談会 淀川流域懇談会八幡・枚方地区・淀川流域懇談会守口・長柄地区 淀川流域懇談会十三・伝法地区 猪名川上流流域懇談会・猪名川中流流域懇談会・猪名川下流流域懇談会 3. 「流域懇談会」等では、川づくりや流域環境について継続的に情報や意見の交換を行い、お互いの協力関係を築き、信頼関係を深めつつ、「いい川」や、「いいまち」の実現に向けて緩やかな合意形成を図ることとする。 4. 流域の各所において、適宜「セミナー」や「フォーラム」を開催し、その都度、意見・提案・要望を聞く。 5. 意見・提案・要望の公開募集を行い、それらについて「セミナー」や「フォーラム」で公開討論を行う。 6. これらのプロセスをインターネットで情報公開する。	別紙

No.	委員名	意見有無	意見	備考
			<p>7. 河川管理のさまざまな分野において河川管理者と市民が役割分担、協働するために河川環境保全、治水対策、河川利用などの分野で仕組みづくりや拠点づくりを推進すること。          仕組み：人材育成制度、河川レンジャー制度、河川環境モニター制度、市民防災制度等          拠 点：流域センター、リバーミュージアムなど</p> <p>8. 市民自らが責任をもって行動するために、市民の役割を明確にする。</p> <p>9. 整備計画づくりの対象エリアは、本支川を含む流域全体の堤内地も含め、水系全体を視野に入れた取り組みとする。</p> <p>10. 河川整備計画の策定後は、社会状況の変化や地域事情を考慮し、逐次見直しを行うと共に、事業実施後の事後評価や、「時のアセスメント」の考え方にに基づき、流域懇談会等の場で、少なくとも5年毎に抜本的な見直しを行う必要がある。</p> <p>11. 全国で一番最初に河川整備計画づくりに取りかかり、平成12年中に計画の策定が完了した、多摩川河川整備計画、多摩川流域懇談会等の資料を入手しておりますが、参考資料として全委員に配布してもよいと言ふことであれば、提供しますのでご連絡ください。</p>	
12	川那部 浩哉	有	<p>議事録の作成に「2/1の会議で発言し残したことがある方は」というのはおかしくないでしょうか。その場で発言されたことをまとめるのが一般的ではないでしょうか。</p> <p>まとめてくださった川那部の意見は数行ですが多少川那部の言いたかったこととは違うのですが、それほど重要と考えずともよいと思っているのでそのままでもよいです。ただこのまとめがそれほど正確さを要するものということであれば書き直したいと思います。書き直す場合2/21の提出では申し訳ありませんが間に合いませんので、その場合はお時間をください。</p>	
13	川端 善一郎	有	各委員の連絡先と専門および関心のある点についての表があると、会議の席以外でも意見交換ができるので便利。	
14	紀平 肇	有	委員から出た意見の中で重要な事項については充分意見が交換できるような時間をとっていただきたい。	
15	倉田 亨	無		
16	小竹 武	有	<p>(別紙)</p> <p>1. 目標をたてる          会議の主題を毎回定めて順次すすめる。例えば、従来討論されている問題であるが、一般社会へのPRを含めて新しい観点からの討論が必要か。思い出すままに並べる。          1)年間の流量、2)治水、3)災害、4)上水下水工業用水、5)農業用水、6)水力発電、7)浄化、8)台風、高潮、9)公害、10)環境保全、11)自然保護、12)公園化、スポーツ施設、河川利用、13)社会学校教育との関係、14)社会整備避難所、15)管理、監視、16)特定都市河川公園制度、17)流域全般にまたがる特別公園化制度、18)山林、農村との関係、ゴルフ場との関係、19)関連文化施設、20)利用者の声を聞く、21)国土交通省側からの声を聞く、22)将来との関係で文化活動で主催、後援活動への組織編成も必要か、23)汽水域の部分部別の考え方も必要か、24)その他</p> <p>2. 会議は2～3時間を限度として決議し、残りは継続とする。出来るだけ食事時間にかからないようにして、無駄な費用を無くす。</p> <p>追記：具体的な例、テレビ、新聞、ラジオの報道で、毎日琵琶湖の水位を明示する。スキー場の積雪表のように天気予報の横でもよい。富士山頂の気温の記載と同じである。</p>	別紙

No.	委員名	意見有無	意見	備考
17	小林 圭介	有	<p>(別紙)</p> <p>1. 委員会について 委員会及び部会の位置付け、組織構成について、委員会と部会、部会と部会を兼務する委員が多すぎる。つまり、最終的に委員会は全体の議論、審議、調整と、意思決定まで行うものであるから、最後には部会のみ委員がどのような発言をしても、結局は兼務委員の多数意見によってぼやかされたり、悪くいけば消されてしまう恐れが多分にある。これでは、部会のみ委員の参加意欲も失せてしまうし、委員とは名ばかりで部会のみ委員の軽視とも受け取らざるを得ない。 もし、このような組織、部会の位置付けで委員会運営が行われるとするならば、兼務委員だけ部会を構成すべきである。そして、部会のみ委員については、関係住民の意見聴取と同レベルで意見を吸い上げればよいのではない。</p> <p>2. 部会での検討内容について 琵琶湖部会にかかわる内容については、琵琶湖工事事務所と滋賀県土木部が主管して、「21世紀の淡海の川づくりビジョン」を淡海の川づくりを考える会が提言しているので参考になると考えます。</p> <p>3. 調査・研究について 河川の整備計画策定に際して、特に琵琶湖部会の対象とする河川の場合、集水域の土地利用や水源涵養、生物多様性の保全などの検討が欠かせず、そのためには最新の詳細な現存植生図が基礎となる。さらに、現存植生図に基づいた自然度図や土地利用図、自然的環境・景観評価図等も欠かせない。したがって、早急に滋賀県の現存植生図を作成し、それら調査・研究内容を優先させた河川及び琵琶湖の整備計画策定の取り組みを推進すべきである。</p>	別紙
18	宗宮 功	無		
19	田中 真澄	有	膨大な流域なので具体的に討論するため数名の鴨川だけの小委員会を設置することを望んでいます。ご一考下さい。	
20	田中 哲夫	無		
21	谷田 一三	有	<p>(別紙)</p> <p>2001年2月1日淀川水系流域委員会 第1回委員会 審議骨子について下記の意見あり。</p> <p>1ページについては、『委員会の場において「琵琶湖」を少なくとも視野に入れる必要があると申しましたが(谷田)-流域という言葉をもっと重く考えることが大事です。-』との意見。</p> <p>2ページについては、『鴨川保全条例を策定し、下流に住む人達にきれいな水を流すことを考えたらどうか』に対して、『淀川水質保全機構』がありましたね』との意見。</p> <p>『河川らしい植物が減っており、河川を感じられるような河原の自然を取り戻したい。』に対して、『+外来種のコントロール』との意見。</p> <p>『全国的にも珍しい都市部の水がめである琵琶湖を水源とした淀川水系の特質として考えたい。』に対して『琵琶湖の地球史的な意義の認識』との意見。</p> <p>『琵琶湖の水質変化により鮎が影響を受けているが、それらはいずれ市民に影響を及ぼす。』に対して『鮎が影響…ホント？水質より堆積物が長い問題を起す…琵琶湖はとくに』との意見。</p> <p>『漁業関係者が二人と少ないが、自分のこれまでの経験や知識を出していきたい。』に対して『農業者の必要性はもっと高いかもしれません。』との意見。</p> <p>3ページについては、『高い経済成長が望めない今後の日本の姿を踏まえ、河川整備計画を考える必要がある。』に対して『アメリカ型の発想から、ヨーロッパ型へ、そしてアジア、モンスーンをベースにした新しいパラダイム』との意見。</p> <p>『100年後の河川を考える意味で、子供たちへの教育が重要である。川で何かをするのではなく、川から何を学ぶか、子供たちが川を五感で感じながら川に近づいていくような環境づくりと教育が必要である。』に対して『この委員会、部会は一応20~30年の整備計画100年レベルは審議会があるというのが、一応フォーマルな形ですが。』との意見。</p> <p>『流域は流域全体で考えるのは正しいが、例えば国が一元管理するとしたら危険を感じる。全体を考えつつ、部分についても十分考慮して取り組みたい。』に対して『ヨーロッパの一部のような本当の流域委員会(権限つき)が必要』との意見。</p>	別紙

No.	委員名	意見有無	意見	備考
			「いろいろな生き物がたくさん河川に棲めば、川のために何か貢献する。様々な生物が川に棲めるような川づくりに貢献したい。」に対して『ここは、もっと具体的な話が必要。』との意見。 「昔の河川環境を取り戻す努力が必要であり、住民参加も共通の視点で川づくりに取り組む必要がある。」に対して『時代を規定する必要あり』との意見。 水利権、農業の問題がもっと議論されてもよかったと思いますが、懇談会を欠席しましたので、少々コメントをしました。	
22	塚本 明正	有	以下の内容をご加考にして頂ければ幸いです。第2回(4月12日予定)の淀川水系流域委員会では第1回での懇談会的な内容を引き続きおこなって頂きたくし、委員懇談会および合同懇談会をMの内容として頂ければ、ときに行政の方のお話しも交えながら。その由と致しまして、1)委員各位が各位の発言の内容によって本委員会の有様、模様、雰囲気を知り感じることの必要性。2)淀川流域の行政を含む、本委員会の発足の現況を先ず、少し知り感じてもらうこと。3)第1回では多くの方々に(現在の行政の姿勢も含めた)認識の落差があったように思えた。以上(1)～(3)のことから、今後の本会の建設的で、具体的な内容に発展するため、必要ではないかと考えます。	
23	寺川 庄蔵	有	1.対象は直轄となっているが、淀川水系全体で考える場合は、琵琶湖とその流域の河川を含めて議論することが不可欠である。そのためには、管理者である滋賀県と一体となった取り組みが求められる。農水省のかかわりも大きい。その意味で、どのように連携していくのか、初期の段階で、明確にしておかないと十分な成果が期待できないように思う。2.閉会時間は、できる限り守ること、途中一度は休憩をとってほしい。	
24	寺田 武彦	有	(提案)委員会の副委員長および各部会の副部長を選任するとともに、委員会又は各部会の開催に先行して事務局と諸所進行協議等を行うための、正副委員長・部長をもって構成する会議(これは規約に根拠をおく正式の組織ではなく、事実上の組織)を開催することにはどうでしょうか。(理由) 規約第5条5、6項にもとづき委員長・部長の代理を決める必要がある。事務局が委員長および各部長と個別に協議をすることはたいへんであり、かつ、非能率である。委員会又は部会とは別に、正副委員長・部長会議を定期的開催して事務局との協議を行うのが能率的である。	
25	長田 芳和	無		
26	中村 正久	無		
27	西野 麻知子	有	琵琶湖の生態系保全と琵琶湖の水位調節との関連について、ぜひご検討・ご議論頂きたい。	
28	仁連 孝昭	無		
29	畑 武志	無		
30	服部 保	無		
31	原田 泰志	有	構成員の多い会議であるので、短い会議の時間内に全員の意見を収集し議論に至るのには無理があります。そのため、議論の材料(河川管理者側の資料)を前もって送付し、それについての意見を電子メール等で収集し、それを事務局が整理して、それを資料として当日配布・紹介した上で、再度意見をもとめ、議論に至るとというのが、効率化のためには効果的と考えます。資料の準備の時間が短くなる、事務局(やおそらく座長)の労が多くなるなどのデメリットはあるが、メリットも多いとおもうので、問題が多くなければ、一つの可能性として、ご検討いただければと希望します。	
32	東山 充	無		
33	尾藤 正二郎	無		
34	益野 剛	無		
35	藤井 絢子	無		
36	細川 ゆう子	有	今後、どうなっていくのか、期待半分、不安半分という感じです。前回、時間が超過しても、十分に意見交換させていただいたのは、とてもよかったと思います。これからは、傍聴席との意見交換の時間も、もっと取っていただきたいです。ホームページの反響も、どうなのか知りたいです。返信、遅れてすみません。	
37	本多 孝	有	次回の部会の日程・場所の調整を早めにしていただけたら助かります。できるだけ1日つぶしたくないので午前中だとたすかります。次回の本委員会の内容もわかるようにしてほしいです。	
38	横村 久子	未		

No.	委員名	意見有無	意見	備考
39	榎屋 正	有	1.河川整備方針、河川整備基本計画と流域委員会との関係が70-チャートに示されているが、漠然としている。もっと具体的に示すべきである。2.琵琶湖には「びわこの総合的な保全のための計画調査書」(平成11年3月)がある。淀川全体を見渡すようなことを考える必要はないか。3.計画策定にあたっては、(1)50年くらいの長期プランで考える必要があるのではないか。ただし、適宜見直しを行うことが必要であるが、(2)総論も大切であるが、各論も疎かにしてはいけない。(3)各管理主体との連携は欠かせない。4.現場を見てその後(あと)ゆっくり議論する機会が必要と考える。	
40	松岡 正富	無		
41	松本 馨	有	先日の第1回合同懇談会では、日頃の地域活動での思いを十分述べられなかったので、ここで述べさせていただきます。私の所属する「池田・人と自然の会」では、身近な自然を大切に考え、自然観察会や講演会・展示会など様々な取り組みをしておりますが、その中で猪名川の河川敷は大切なフィールドです。しかし、ここ2年ほどの間でも「なんで?」「何のために?」と思うことがいくつもありました。高水敷のとある場所は適度に草刈が実施されるので、多様な植物が見られ、植物観察のポイントになっていましたが、ある日行くと草が張っており、芝生が植えられていました。どうしてここに芝生がいるの?誰がこの芝生を望んだの?いったいこれは誰のための工事なの?どうも納得がゆきません。また、余野川と猪名川の合流付近は魚の集まるよいポイントがたくさんあったのですが、川辺をコンクリートと石で固め単調な水路にしてしまう改修工事をいまだに進めています。他地域では単調な川を起伏や多孔質な環境に富む川に戻す工事さえしているというのに、このような工事はいつどこで誰が決めるのか事前に知らせていただいたのでしょうか?川を利用している私たちに工事について意見を述べ、反映させる権利はないのでしょうか?平成12年に出された河川審議会の答申にはこれからの河川管理の方向が示されています。河川管理のあり方を住民と行政が議論し、知恵を出し合い、民主的で透明性のあるプロセスで決まって欲しいものです。河川管理に関する情報をことを進める前に流域の住民にどう伝え、その意見を吸い上げ実施に反映させるかそのシステム作りが大切だと考えます。	
42	水山 高久	無		
43	三田村 緒佐武	無		
44	村上 悟	有	淀川水系流域委員会に関する提案「抜粋」 委員への意見聴取、ありがとうございます。意見が長くなってしまいましたので、この紙には「抜粋」のみを掲載し、別紙にて「詳細」を添付いたします。抜粋を作成したのは、委員長と部会長の労力を下げ、能率を上げるためですので、できましたら両方お渡しいただけますようお願い申し上げます。 委員会全体に関すること(提案1)パートナーシップによる河川管理体制の構築に関して議題を設定すること/人材育成や現行法の検討など、パートナーシップによる河川管理体制をいかに構築していくかについて議論を行い、最終的に「ガイドライン」の形でまとめることを提案します。提案の根拠や実際の手順は「詳細」に記載しました。(提案2)個別の調査およびその整理にかかる費用の捻出を検討すること/委員が独自に調査(ヒアリングやアンケート、生態系調査等)を行うことを認め、その労力に見合う金額の支払いを補償することを提案します。委員が多忙で自らその業務を行えない場合や多数の調査者が必要な場合、一時雇いの形式で委員以外の方が調査を行えるようにすることを提案します。提案の根拠、実際の手続きの提案については「詳細」に記載しました。(提案3)議論の進め方を決めるプロセス/今後の議論の進め方を決めていくまでの手続きを以下のように提案します。1)今後の河川管理のあり方(パートナーシップとは何か)の共有、2)河川整備計画の構成の共有(大筋のアウトライン。後で多少の変更も可)、3)上記1)、2)に沿った形での委員会のあり方、議論の進め方の共有、この構成のねらいは「詳細」に記載しました。(提案4)(省略)/琵琶湖部会に関すること(提案5)各河川部会の設置/部会の下に各河川部会(正式名称も失念しました。申し訳ありません)を設置することを提案します。各部会の業務の提案を「詳細」に記載しました。/(提案6)県担当者の出席/会議への県の担当者の出席を提案します。根拠は「詳細」に記載しました。	別紙

No.	委員名	意見有無	意見	備考
			<p>(別紙)</p> <p>・委員会全体に関すること</p> <p>【提案1】パートナーシップによる河川管理体制の構築に関して議題を設定すること</p> <p>これからの河川管理は、河川管理者のみでなく、流域住民、企業、地元自治体、旅行者などとのパートナーシップで行っていくものであることは、河川管理者の認めるところです。しかしその実際は、現場の担当者の力量に委ねられている部分が多く、その知見の蓄積は不十分です。特にその進め方は地方地域(もしくは集落)によって異なるため、他所での事例をそのまま踏襲するわけにはいかず、琵琶湖・淀川水系独自のやり方を模索する必要があるでしょう(さらにその中でも千差万別になるかもしれません)。</p> <p>本委員会を、一過的な住民からの意見聴取にするのではなく、住民と河川管理者、および住民同士や来訪者とのパートナーシップを形成していくにあたってのいしづえとすることは、今後の河川の整備および管理のコスト削減、コミュニティ形成等に寄与するはずで。そうしたソフト事業を長期計画に入れない限り、その次の20~30年が明るいものにはなりません。</p> <p>そこで、人材育成や現行法の検討など、パートナーシップによる河川管理体制をいかに構築していくかについて議論を行い、最終的に「ガイドライン」の形でまとめることを提案します。</p> <p>進め方の手順としては以下のプロセスを提案します。</p> <p>1)各部会での議論 2)それを持ち帰って委員会で議論 3)委員会でまとまったものを再び部会で議論 4)委員会で最終とりまとめ</p> <p>【提案2】個別の調査およびその整理にかかる費用の拠出を検討すること</p> <p>委員は、各分野の専門家でこそあれ、各地域の事情を詳しく知っているわけではありません。そこで、委員が独自に調査(ヒアリングやアンケート、生態系調査等)を行うことを認め、その労力に対して見合う金額の支払いを補償することを提案します。濫用を防ぐため、一人当たりの制限を与えるなどの措置も検討する必要があると考えます。</p> <p>手続きとしては以下の手順を提案します。</p> <p>1)委員が「個別調査計画書」を作成して部会長に提出。庶務が河川管理者にも届ける。 2)河川管理者が既に類似の調査報告を持っている場合は、調査の重複を避けるためにその旨委員に連絡し、調整を行う。 3)その経緯を受けて部会長が判断 4)調査実施後「実施報告書」をまとめる。調査の日当および実費を河川管理者が支払う。</p> <p>【委員以外による調査について】</p> <p>委員が多忙で自らその業務を行えない場合や多数の調査者が必要な場合、一時雇いの形式で委員以外の人(例えば学生)が調査を行えるようにすることを提案します。その調査を行う者については、部会で事前に審査し、登録しておくことを提案します。</p>	

No.	委員名	意見有無	意見	備考
			<p>【提案3】議論の進め方を決めるプロセス 2/1流域委員会で芦田委員長から「まず問題意識の共有から始めたい」との旨の発言がありましたが、その後の議論の進め方を決めていくまでの手続きを以下のように提案します。 1)今後の河川管理のあり方（パートナーシップとは何か）の共有 2)河川整備計画の構成の共有（大筋のアウトライン。後で多少の変更も可） 3)上記、1)、2)に沿った形での委員会のあり方、議論の進め方の共有 この構成で狙っているのはまず、今後20～30年間およびその先の河川管理のあり方を委員間で共有し、この流域委員会を位置付けなおすことで、河川整備計画の構成について合意が形成しやすくなると思ったためです。そしてそれが決まれば、自ずと今後の議論の進め方が方向付けられると考えたからです。</p> <p>【提案4】委員が作成した資料の扱い（庶務に関する事項） 現在は、配布資料を河川管理者および庶務が行うことになっていますが、委員が作成した資料の配布が必要な場合もあるかと思うので、その場合の手続きを庶務が明らかにすることを提案します。 ・琵琶湖部会に関すること</p> <p>【提案5】各河川部会の設置 余呉川、野洲川、草津川、大津放水路（他にもあったかもしれませんが失念いたしました）それぞれについて個別の議論を進めるために、部会の下に各河川部会（正式名称も失念しました。申し訳ありません）を設置することを提案します。各部会が行う事項として以下のものを提案します。 ・各河川（および流域）の持つ特色、問題点の整理 ・現行の公共事業に関する問題点と現状（物理的な状況および住民意識）の整理 ・地元住民、NPOと共催でのシンポジウム等、議論の場の設置 ・（可能であれば）その後も継続的な住民会議の設置</p> <p>【提案6】県担当者の出席 2/1流域委員会でも断りがあったように、ほとんどの河川は、近畿地方整備局の直轄域と県の管轄域を持っています。行政区画は別々であっても、河川は流域を通じて一体であり、その管理にあたっては県との調整は不可欠です。 部会での議論結果を県に届ける方法よりも、議論の場に県の担当者がいらっしやるほうがより迅速な対応ができ、議論がより実効あるものになると考えるので、会議への県の担当者の出席を提案します。 もしも滋賀県が流域委員会と同様の流域会議を持っているのであれば、そちらへ委員が出向いてもよいと考えます。</p>	
45	森下 郁子	有	1.生態系の復元のための水辺域の造成・淀川は本川の水深が大きくなった 水域から陸域へ移行する水辺域の現象が目立つ。・水辺域の減少は生物種の減少(10年ぐらゐの時間) 個体数の減少(20年後)につながる。・水質の改善に伴い、生物相の回復が淀川では猪名川に比べて小さい。2.生物の通路からすみ場所へ・低水敷、湿地の機能の拡大をすることで生息場を	
46	矢野 洋	無		
47	山岸 哲	無		
48	山本 範子	有	2月1日の会議を通して、行政側へのNPO、住民の不信感、対立感が未だ一部分非常に根深いものと印象を受けた。(規約(案)の訂正の件、懇談会における意見など。)懇談会での主な意見を集約された概要を先日お送り頂きましたが、準備会議でのや	
49	吉田 正人	有	現地視察は行う予定がありますか。あるならなるべく早目をお願いしたいと存じます。	
50	米山 俊直	有	会議に参加する皆が共通の意識（コンセンサス）を持っていることが重要。水を貯めることや山崩れを防ぐなどの「治水」は今も重要な問題である。ただ、土地を平らにして水を送る方式（エロケーション）はもう終わりがきている。日本の水収支についてももう一度考えるときだと思う。水田にしても、価格調整のための減反政策は止めて、余剰米は北朝鮮に送ってでも、水田を維持することが大切である。21世紀は、世界的に見ると食糧難の時代になることが予想されている。日本の国土利用の将来的な課題について、共通認識をもつことが望まれる。	2/28事前打ち合わせ訪問時のお話から抜粋。
51	鷺谷 いづみ	無		

No.	委員名	意見有無	意見	備考
52	和田 英太郎	無		
53	渡辺 賢二	無		